

鶴岡市農業委員会第4回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 3月11日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明      2番 渡部 長和      3番 小林 義一 5番 工藤 久子      6番 大沼 恒司      7番 高橋 好博 8番 金野 匡良      9番 新館 登      10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘      2番 石川 守      3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子      5番 碓氷 伸      6番 齋藤 力 7番 高橋 聡      8番 丸山 伸一      9番 高橋 文雄 11番 佐々木 貢昌      14番 亀井 龍夫      15番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	5番 工藤 久子委員
欠 席 委 員	4番 佐藤 みほ委員      10番 前田 浩推進委員      12番 鈴木 聡 13番 伊藤 由紀子推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志      局長補佐 池原政志 主査 野口みゆき      主査 黒井布美      主査 渡部宏一 調整専門員 金内かんな      専門員 伊藤豊 羽黒分室調整主任 匹田久雄      櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室専門員 後藤 真
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会      午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席は、4番 佐藤みほ委員、10番 前田浩推進委員、12番 鈴木聡推進委員、13番 伊藤由紀子推進委員より届出がなされています。遅参はありません。早退は5番工藤久子委員から出ています。女性委員の方の欠席、早退の理由は山形への公務出張のためです。定足数に達しておりますので、ただ今より第4回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、7番 高橋好博委員、8番 金野匡良委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について≫
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。7番 高橋 聡推進委員。
7番推進委員	7番 高橋です。11ページ朝15の案件で解約形態が機構の要望とありますがどんな要望で解約になったのでしょうか。
事 務 局	朝15の機構の要望ですが、朝14の出し手が機構に貸し付けをしていたものを解約するということで、出し手の解約理由が売買なのですが、この同じ筆について機構が受け手に貸し付けしているものについては出し手である機構が売買ですでに出し手との契約を解約しているので、受け手の方に解約してくださいと要望をして合意解約が成立したということです。
議 長	よろしいでしょうか。高橋 聡推進委員
7番推進委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3条案件ですので、現地調査の報告を各担当委員よりお願いします。 3番 齋藤 功推進委員。
3番推進委員	3番推進委員の齋藤です。藤27所有権移転と藤28貸借権設定の現地調査について報告します。藤27は会社のすぐ隣の農地ですすでに作業委託を受け地域の農業者と問題なく耕作しております。この地域で農地を増やしていく農地所有適格法人であり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していません。藤28は農業廃止にあたり地域で共に農業をしてきて信頼を寄せている受け手の■■さんに耕作をお願いしたいとのことで新規の貸借権設定の申請があったものです。認定農業者ではありませんが、地道に農業をしていると、地域の評判も良く意欲ある農家です。地域の調整委員会で審議し、すべての項目で問題なく許可相当と判断いたしましたことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。5番 碓氷 伸推進委員

5 番推進委員	<p>5 番羽黒地区最適化推進委員の確氷です。13 ページの所有権移転羽 26 ですが、受け手の■■■さんは売買予定地周辺にも農地を所有しており認定農家として規模も大きく地域で頑張っている方です。農地法第 3 条第 2 項には該当せず問題ありません。</p> <p>15 ページの貸借権設定羽 25 については、地域内で耕作しやすくするための借り人の変更であり、こちらも地域で農業を頑張っている方と確認しておりますし、農地法第 3 条第 2 項には該当せず問題はありませんでしたので報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。3 番 小林 義一委員。
3 番 委 員	<p>3 番小林です。櫛引の案件ですが 13 ページの櫛 18. 櫛 19、並びに 15 ページ櫛 20 に関しまして 3 月 5 日午後 4 時より現地調査並びに審査を行った結果、農地法第 3 条第 2 項には該当せず、許可の要件はすべて満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。15 番 清野 吉喜推進委員。
15 番推進委員	<p>15 番清野です。所有権移転朝 7、朝 8 の案件ですが 3 月 1 日に午後 4 時より渡部委員、佐藤委員、最適化推進委員亀井委員、伊藤委員、私、事務局で協議をしました。朝 7 につきましては耕作者の■■■さんにと申出があったもので、■■■さんは認定農業者として地域で頑張っている方です。農地法第 3 条第 2 項の各項の不許可要件に該当しないことを報告いたします。朝 8 につきましては、隣の耕作者への売買となります。隣の農地と畦畔を削除して一体化し、耕作する予定だそうです。受け手の伊藤由紀子推進委員は、当農業委員会の農地利用最適化委員であり、認定農業者でもあります。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各項の不許可要件に該当しないことを報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、2 番渡部長和委員。
2 番 委 員	2 番渡部です。15 ページ櫛 20 のヤマガタデザインアグリとの関係をもう少し詳しく教えてください。
事 務 局	櫛 20 の受け手ヤマガタデザインアグリですが、これまで耕作していた方がハウス 3 棟でトマトを作付けしておりまして、これを引き続きヤマガタデザインアグリが行うということです。出し手の■■■がヤマガタデザインアグリの関係者ということもあり、こちらの契約となりました。
議 長	ありがとうございます。よろしいでしょうか？
2 番 委 員	わかりました。
議 長	他にありませんか。7 番 高橋聡推進委委員。
7 番推進委員	7 番推進委員高橋です。13 ページ朝 7 の案件は利用集積にもなると思うのですが。40 万弱という金額ですが、集積でなく 3 条となったのは金額的なものなのか、その辺の説明をお願いします。
事 務 局	朝 7 の所有権移転の■■■さんは新規就農者でありまして、就農から 5 年たち、現在は認定農業者になっています。集積で行うこの辺の一反歩当りの価格は 40 万から 45 万と朝日地域で取り決めをしておりますが、その説明をしたうえで若干下がるこの値段でやりたいということで本人も了解したので 3 条での所有権移転となりました。
	よろしいでしょうか。他にございませんか。ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。

	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	ありがとうございます。それでは5条案件ですので現地調査の報告を各担当委員よりお願いします。3番小林 義一委員。
3 番 委 員	3番小林です。先程と同じように3月5日午後4時より鈴木聡推進委員、私、事務局2名計4名で現地調査をしてきました。櫛5の案件は宅地に隣接する細長い農地でありまして宅地に変更しても問題ないことを確認しました。櫛6の案件は現在隣で砂利採取していきまして、その続きの田圃でありましてなんら辺りに支障がないことを確認しました。
議 長	ありがとうございました。それでは審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり決しました。続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第3号 農用地利用集積計画(案)について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画(案)について原案のとおり決しました。続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。8番 金野 匡良委員。

8 番 委 員	62 ページの機羽 69 は私に関する案件ですので、退室の許可を願います。
議 長	8 番 金野 匡良委員の退室を認めます。 それでは議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）の機羽 69 の案件についてのみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）の機羽 69 について賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	全員賛成により議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）の機羽 69 については原案通り決しました。8 番 金野委員の入室を許可します。 続きまして機羽 69 以外について審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、機羽 69 以外の議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	全員賛成により機羽 69 以外の議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）についても原案通り決しました。以上で本日の審議はすべて終了しました。続きまして農業者年金の裁定請求について事務局より報告をお願いします。
事 務 局	（説明）《農業者年金の裁定請求について》
議 長	ありがとうございます。報告事項であります。質問のある方は挙手を願います。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、これを持ちまして第 4 回東部農地部会を閉会いたします。
	閉 会 午前 10：20
	<p>議 長 _____ 佐 久 間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 高 橋 好 博 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 金 野 匡 良 _____</p>

